

参考様式（第10条関係）

審議会等の会議録

会議の名称	座間市基地返還促進委員会第4回会議		
開催日時	平成22年10月25日（月） 14時00分から16時00分まで		
開催場所	市役所 5 - 6会議室		
出席者	木村功会長、渡辺了副会長、加藤仁美委員、大木フミ子委員、大矢修市委員、佐藤節子委員、渡慶次道哉委員、曾根齊委員、濱野真一委員、川原千代子委員、渡辺六郎委員		
事務局	秘書室 渉外課		
公開の可否	公開	一部公開	非公開
			傍聴人数
			人
非公開・一部公開とした理由	協働まちづくり条例第12条第1項第2号		
議題	<p>前回の確認事項</p> <p>「キャンプ座間に関する協議会」第7回幹事会の報告</p> <p>基地返還促進等市民連絡協議会第6回役員会の報告</p> <p>跡地利用計画案の検討</p>		
資料の名称	<p>キャンプ座間に関する協議会第7回幹事会（まとめ）、座間市基地返還促進等市民連絡協議会第6回役員会の概要について（資料1）、基地返還跡地利用計画についての検討資料（資料2）</p>		

<p>会議の内容 (会議次第及び 発言要旨等)</p>	<p>司 会：定刻よりも若干早いですが、ただいまから、会議を始めさせていただきます。出席人数は、只今の出席委員が11名でございます。過半数に達しておりますので、座間市基地返還促進委員会規則第5条第2項の規定によりまして、本日の委員会は成立いたします。それでは、ただいまから座間市基地返還促進委員会会議を開催させていただきます。議長を、規則第5条の規定により木村会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>議 長：お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。それでは、さっそくですけれども第4回の促進委員会を開催をしたいと思えます。規則に基づきまして議長を務めさせていただき、また議事を円滑に進めて参りたいと存じますので、皆様のご協力をお願いいたします。</p> <p>冒頭なんです、議題に入ります前に、傍聴の方がいらっしゃる、この会議の公開・非公開についてお諮りしたいと考えております。なお、第1回目の会議だったんですが、この促進委員会の特性から、様々な観点で忌憚のない意見交換を行うために、そして、検討の過程での未成熟な情報が公になることによって、不当に市民の間に混乱を生じさせることのないように、そんなことから協働まちづくり条例の規定によって、この会議を非公開としたわけでございますけれども、条例の解釈上、会議開催ごとに確認をすることとなりましたので、皆様にお諮りを改めてしたいと思えます。ご検討の程、よろしくお願いいたします。</p> <p>何かご質問やご意見があればお出しいただきたいと思えます。</p> <p>委員E：議長いいですか。一番最初の第1回目を確認をしたと思うんですよね。そのときの記憶ですと、結構微妙な問題なので、公開になるといろんな人が来てということになってしまうと問題が問題なだけに難しいのではないかと思っている、ある意味では、皆さんもある程度団体からでていますので、それに基づいて非公開でいいのではないかと私は思っているんですけれども。</p> <p>議 長：ありがとうございます。他に意見はございますか。</p>
-------------------------------------	---

委員C：さきほど議長も仰っているように、第一回目の時に諮ったときに、今二つの趣旨を仰っていただきましたけど、なおさらこの第4回で、なおかつ議題の内容も佳境に入った状況の中で、やはりいたずらに敏感な情報がまだ不明瞭な段階で出してしまうのは、やはり我々の集まった趣旨としては、ちょっとはずれてしまうのかなと思います。また原点に帰って、やはりこの会議は非公開という姿勢で取り組まれた方がいいと思っております。

議長：ありがとうございます。はいA委員。

委員A：非公開で賛成の一つの理由として、それぞれの団体の長の方が出てきているという意義は公開に等しいような意味合いもありますので、さらにいろんな意見を述べるにあたって、やはり傍聴がいるということは、意見を自分で隠してしまうとか、そういうデメリットもありますので、大いに活発な意見交換をするためには、非公開でもよろしいと考えております。

委員B：賛成です。今の意見について賛成です。

議長：ありがとうございます。

委員F：私ももう一度第1回会議の時の関係条例の条文を読ませていただいて、審議会等の手続きを読んで、非公開でもいいと思っておりますので、非公開に賛成です。

議長：ありがとうございます。その他よろしいですか。

委員G：条例上ではどういう扱いになるんですか。条例に該当する部分もあるし、あと当初は非公開という形で、答申がでた段階で公開していこうということもあるし皆さんに確認したと。もう一度確認するというのは。

議長：では、事務局、条例に関して。

事務局：今、協働まちづくり条例というのができています。会議をやる場合は、協働まちづくり条例の12条で、会議は原則公開なんです。ただその中で、非公開情報が含まれるとか、会議を進行するにあたって忌憚のない意見交換をするだとか、今仰ったように、未成熟な情報が外にでるとかそういう恐れがある場合に、議長が、会議に諮って、非公開とすることができるという規定になっております。それを第一回目の時にご紹介させていただいて、それでこの会議はどうしましょうかという話で諮っていただいて、それじゃあ非公開にしましょうということで決めていただきました。それで、前回、議会等の質疑の中で、その条例の根拠となっているもとの非公開情報を規定したものが協働まちづくり条例ではなくて、情報公開条例というものの規定があるわけで、その規定からいろいろの解釈の中で、毎回毎回会議の中身が違うわけだから、その会議によって、始めるときにその会議を公開にするか非公開にするかと決めるべきではないかと、確かにそうですねということで、答弁しましたので、会議を開く際に、今日の会議について皆さんでこの会議を公開にするか非公開にするかを決めていただくという形にさせていただきました。それは、会議のやり方です。それで、答申後の公開をするというのは、ここで会議をやっています会議録・議事録ですね、その公開というのを答申をいただいた後に公開をしましょうということでございます。ですから、まだ答申をいただいてませんから、今の時点で、会議録も公開していませんし、会議も公開しないということになっております。もう一度、ここで皆さんにお諮りをさせていただいて、この会議を公開にするか非公開にするかを決めていただきたいという趣旨で、今、会長がお諮りいただいたということです。

議長：G委員いかがですか。

委員G：会議の内容にもよりますよね。いろいろ他の会議ありますけどもその中でも非公開とかあると思うんですけど、今日の内容によって、議題によってとはどういうことですか。

事務局：今、最初に申し上げたとおりに会議は原則公開なんですよ。公

開なんだけどもその会議の中身によっては、やはり未成熟な情報が外にでることは、不当な混乱を招くとか、特にこういった基地の関係ですと色々な考え方の方いらっしゃいますし、この会議の中で議論を戦わせるということで、非公開としてやろうというお話だったと思うんです。ですから、その会議の性格によると思うんです。この会議の内容からして、皆さん方からそういったご意見をさきほどからいただけてますけども、そういう考え方の下にこの会議は非公開にしようということで決定をいただければ、そのようにするということです。

委員J：さきほどから大半の方が、仰るように大変今、問題が一番佳境のときだと思うんです。ですから、皆さんの意見・案に賛成だし、この際これに沿ったらどうですか。

議長：よろしいですか。それでは意見・意思決定といたしまして、採決をとらせていただきたいと思います。いずれにしても微妙な時期だということ、あるいは団体の代表として出ているんだから、充分それはそれなりの意義があるというようなご意見いただいたところです。どうもありがとうございます。それでは、お互いに忌憚のない意見交換をする意味、あるいは、審議途中の内容が外に出るということでの様々な憶測を生じさせない、また不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある、そんなこともございますので、非公開とする意見がいろいろでしたが、ここで、決をとらせていただきたいと思います。

それでは、本日の会議を非公開とすることによろしいでしょうか、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(委員挙手)

はいどうもありがとうございます。挙手全員でございます。したがってこの会議は非公開といたしたいと思います。事務局におかれましては、傍聴の方に非公開である旨をお伝えしていただきたいと思います。では、しばらく休憩とります。

(休憩)

議長：よろしいですか。それでは、具体的内容ということで、議題に入りたいと思います。今日の議題については、お手元の方に式次第があるかと思いますが、でもまず前回会議の確認事項について事務局から説明をお願いしたいと思います。

事務局：それでは口頭になりますが、前回の会議から期間があいたので思い出していただきたいと思いますが、まず第2回目の会議で出された主な意見のまとめというものを確認をしていただいたことが一つ、それから資料を出させていただいて、広報とかで市の財政状況をお知らせをしたというのが一つ。それから市民の意識調査とか地域懇談会の結果、それをお示しをさせていただいて、市民ニーズが高い施設というのはどういうものだろうかということを検討していただきました。さらに「市の返還跡地利用計画づくりの方向性について」ということで、計画づくりの基本的な考え方、あるいは整備すべき施設などの検討を行いました。その中で、病院誘致の必要性というのが大きな話題となったわけでございまして、病床過剰地域の関係、市を取り巻く医療環境についても意見交換がなされました。全体のまとめとしては、市民要望が一番高い施設を検討していくことになりましたけども、それだけではなく、駐車場とか日米交流などができる施設とかいくつかの機能を持った複合施設だとかということも検討していき、その中で、優先順位や施設などの必要性を踏まえて検討するということになったと思います。また、さらに検討を深めようということで、次回の会議には市のたたき台的なものを提示してくださいという形になったということでございます。以上雑駁ですけども前回の確認事項とさせていただきます。

議長：ただいまの説明について、ご質問ございますか。

よろしいですか。特にないようなので、それでは続いて議題のキャンプ座間に関する協議会が開催されたようですが、第7回幹事会の報告を事務局から説明をお願いします。

事務局：それではお手元の資料で、キャンプ座間に関する協議会第7回幹事会という一連のプリントをご覧いただきながら説明させていただきます。この委員会もしばらく間が空いていたというのは、この

キャンプ座間に関する協議会の第6回幹事会が終わった後、この第7回までに半年くらいの時間を有したという関係もございます。この協議会の結果を踏まえて、この委員会で答申をだそうという話でございましたので、この第7回幹事会の結果を参考にしながら、今後の審議を進めていただきたいということでございます。まず、キャンプ座間に関する協議会第7回幹事会ということで10月14日に開催いたしました。場所は座間市役所でございます。議題といたしましては、第6回幹事会、これは前回の幹事会の振り返りみたいなことでやりました。二枚目にまとめというプリントがあります。このまとめに沿って説明させていただきます。出席者等をご覧のとおりです。会議の概要で、議題の一つとして第6回幹事会についてということで、第6回幹事会の議事内容について確認を行ったということです。それから議題の二つ目で負担軽減策の具体化についてということでございます。前回の幹事会において、陸自家族宿舎の位置案について座間市からの「宿舎用地によって1.1ha返還地と約4.3haの追加的返還候補地が分断されている形になっている」、「1.1haの返還地を含めた中で宿舎の位置を検討していただきたい」、「宿舎の面積及び戸数についても必要最小限となるよう配慮していただきたい」との指摘、要望を踏まえ、南関東防衛局から見直し案の説明があったということで、これは次のページに図がついてございます。これをご覧いただきたいと思います。もう一回この関係について、お話をさせていただきます。この上の図面が第5回幹事会で示された図面でございます。この図面に対して、宿舎の建設予定地が、ここがとがったような形で県道に接していると、もう少しこれも県道に沿った部分は市が使いたいのでなんとか考えてくれと、それから面積的にも2.3haじゃなくて、もうすこし縮めてください。それで、戸数についてもなるべく少なくしてください。それから、1.1haというこの体育館のすぐ横なんですけど、ここも使ったような形で考えてくださいというような要望をしました。そうしたところ、今度下の絵ですけれども、宿舎の建設予定地がこんな格好になりました。嘴のような。これは、ここの県道に接した部分、これをちょんぎった。それで、なるべくキャンプ側に敷地がよった、それから1.1haの部分もこれだけ使ったと。で、さらに面積的にも、上が2.3haで下が2haにしますと。住宅の戸数につ

いても250から300戸だったのを250戸にしますと。さらにここだと宿舎に行く道がありませんので、この青い部分、これが宿舎へ通じる道で国が整備しましょうということになっております。こういった見直し案というのが示されたわけでございます。それで、もう1回まとめに戻っていただいて、宿舎の進入路について、座間市の負担軽減の観点から改めて検討した結果、返還候補地境界に沿った形で、防衛省において、宿舎の進入路を整備する案としたと、これが今言った青い部分の線のところでございます。更に、南関東防衛局から、返還候補地の調査、測量結果について、「整理でき次第、座間市に提供したい」、市の負担の極小化について、「座間市の負担を極小にできるよう、跡地利用計画の検討状況を踏まえ、積極的に支援していきたい」また「現行制度においては、道路等の特定の場合を除き、用地の譲与又は無償貸付は困難である」との説明があった。これは私どもの方からできれば用地の無償貸与をお願いしていた関係で、それに対して現行の制度では、用地の無償貸与というのは困難であるとの返答がきたということです。次のページにいきます。これを受け、座間市から、これは、質問と回答がばらけてますけど、一緒に説明させていただきます。座間市から一つとして、「陸自家族宿舎について、この位置案等でほぼ確定と考えて良いか」、これは私どもの方から質問をしました。それに対して、「そのとおりである。座間市の要望を踏まえて検討した結果である」という回答でございます。次に二番目です。「市の利用計画は、いつまでに定める必要があるのか。また、全体の利用計画を定めるスケジュールは」、これに對しまして、座間市の利用計画案については、「出来る限り早く示していただきたい」、「大まかなスケジュールとして12月までにはまとめたい」、三番目として、「財務省がまとめた新成長戦略における国有財産の有効活用についての活用ができるのか。市民からの病院設置のニーズは非常に高いものがある。仮に民間病院を返還候補地に誘致する場合の処分条件はどのようになるか」という質問に対して、「仮に、民間病院を誘致する場合は、現行制度では全額時価で市が買い取ることになっている。「新成長戦略における国有財産の有効活用について」との関係では、あくまでも財務省との調整如何によるが、国有地の賃貸や市が一旦借り受け、民間病院へ転貸することに、この枠組みが、活用し得るかもし

れない。仮に、座間市が今後の検討過程において、この新たな枠組みを活用したいとのことであれば、そのために必要な調整についても協力してまいりたい」ということですが、ここでもう一つ今、新成長戦略という言葉ができました。もうひとつプリントで国有財産の新成長戦略の有効活用についてというプリントをお渡ししたと思います。この新成長戦略というのはそもそも経済の対策が主なんです、今年の6月18日に閣議決定をされています。それに基づいて、各省庁がそのために何ができるのかそれぞれの省庁で考えて、財務省としては、国有財産の有効活用を図ってそれによって成長につなげていこうという趣旨から、新成長戦略における国有財産の有効活用についてというものをまとめております。それで、これを全部読むのはきりがございませんけども、いずれにしても未利用の国有地の国有財産を多様な形で活用していこうということをごさいます、この1ページ目の下から五行目を読ませさせていただきます。人々の安心につながる分野での活用をごさいます、未利用国有地の貸付を行う対象は地方公共団体等に限定されるが、新成長戦略においては、多様な主体による地域に密着した医療・介護・子育てサービスを推進するとされていることから、こうした主体においても一定の要件の下、貸付による未利用国有地の活用ができるよう、たとえば、地方公共団体を通じた貸付を行うことなどにより、多様な主体が利用することが可能となるよう検討を行う。ということになってます。この適用がはたしてできるかどうかというものも、この幹事会で私どもの方から国の方に投げ掛けております。それが、書いてありますように医療・介護サービスという分野がごさいます。まさしく私どもの方で、今、市民アンケート等でいろんな市民要望の一番高い病院でございませけども、この民間病院を仮に誘致する場合にこの制度が適用になるかどうか、というような問いをこの会議の中でしております。それに対して、民間病院に転貸することは活用し得るかもしれないので仮に、今後、座間市が検討過程においてこれを活用したいということであれば、そのために必要な調整については協力をしたいと。とりあえず今の段階では防衛側としてそういう回答をいただいたということをごさいます。次に、四番目でごさいますけども「市には景観条例と景観計画があり、宿舍の設計に際しては、その辺の配慮をしていただきたい」、これに対しては

「配慮する」、五番目として、「宿舎用地の造成の際には、市が利用する部分を含めて全体的に大まかな造成をしていただきたい」という要望を致しました。これに対しては、「国において、座間市が利用することを目的として造成することは困難であるが、宿舎建設のためには、土の切り盛り等の造成が必要と考えるので、市の要望を考慮に入れながら造成の範囲を検討したい」という回答がございました。最後に、南関東防衛局から「以上説明した防衛省の検討状況及び陸自宿舎の建設計画を踏まえ、座間市として、返還候補地5.4ha 全体の利用構想を検討の上、次回の幹事会において提案いただきたい」との要望がございまして、座間市からは「市としての考え方をまとめるための時間をいただきたい」という回答をいたしました。次回幹事会の開催日及び開催場所等については、別途調整することにいたしました。この市としての考え方をまとめる時間をいただきたいということは、今皆様方にこの委員会で検討をお願いしているものの答申をいただいた後、市として計画を市の計画として決定をして、それから国との協議に臨んでいくと、そういうスケジュールを考えておりますので、今、これで時間をいただきたいというのはいつまでとは国にいておりません。この計画がまとまり次第また協議会を開催して、協議をしていくという形になっております。以上です。

議長：只今の報告なんですけども、ご質問をいただきたいと思えます。

委員A：隊員宿舎が、仮にこの2haで、境界線に沿ってできた過程を経て、是非、基地側の方に隊員が勤務に通う通勤のための門を是非設置していただきたいというのが一つ要望としてあります。というのは、その人数だけでも、こちらに例えばどういうアクセスの道路ができるのかわかりませんが、座間市の混雑にさらに追加するような形になりますから、混雑を避けるためには基地の中の方に門を作って、そこで隊員さんはアクセスできるようにしていただきたい。そこでひとつそういう要望を局の方をお願いしたいなと思っております。以上です。

事務局：現実的には難しいかなとは思いますが、それは要望ですからぶつけてみたいと思いますが。

委員A：でも、米軍でもどの基地にでもありますからね。できないという理屈は通らないんじゃないかと。

事務局：いえ、どの基地見てもというのは。実際には米軍の管理下ですので、その出入りというのは自衛隊といえども、自衛隊専用のというのではないですね。そこらへんがどうかと思いますけどもご意見です。

委員A：ちょっと勉強不足で、日米地位協定の - Aなのか - Bなのか、あるいは他なのか、その辺の管理がはっきりわかれば、アプローチの仕方が変わってきますので、是非要望としてお願いしたいと思います。

委員C：質問させていただきますが、色々見て、この財務省から出た新成長戦略の国有財産の有効活用についてで、資料に書いてあるんですけども、これもし実現可能であれば、市は財政的な負担でいえば生じないのかがどうか一つと、後はそれ以前の問題として実現可能性というか適用される可能性の高さというかそこらへんを審議上ちょっとお尋ねしたいと思います。

事務局：私どもの方は、ほんとに財政的に極小にしたいという願いというのがあります。この新成長戦略における活用ができれば、国から一旦、市が借り受けたものを今度、民間の方に貸すというものですから、これは賃貸料といいますが同じであれば、市の支出はないわけです。国から市が借り受けた賃貸料と同じ賃貸料を今度民間からいただければ、別に市はその負担はないんですが、ただどの位の国からの賃貸料なのか、あるいは、民間でも借りるベースとしての賃貸料と合うのかどうかという問題がありますけども。それで、是非これができれば、先程言った民間の活用という面で、ひとつ病院という可能性もでてくるかなと思いますので、その辺は防衛としても財務の方とよく調整をしていただきたいというふうにはお願いをし

てます。

議長：よろしいですか。他に。

委員G：今の話に関連してなんですが、これは確実に有償で賃貸ということですよ。無償ではなく有償で賃貸ということですよ。

事務局：先程のまとめの下の方に書いてありますけども、現行制度においては道路等の特定の場合を除き、譲与または無償貸与は困難であるということなんで、現行の中の制度でいえば困難なんです。無償貸与ではないですが、今、この新成長戦略に基づく国有地の有効活用でいけば、これは当然お金がかかります。国から市が一旦借りて、それをまた貸しできるという制度ですから、ここには当然お金は発生してきます。ただ、市としては、それをまた他に貸すわけですからそれをまた同じ金額で貸せば市の負担はないということです。

委員G：もうちょっと突っ込む話になるんですけど例えば、国から借上げて民間病院に貸すという場合、土地だけ貸すんじゃなくて上物を建てて、いわゆる公設みたいな形で貸し出すのか、どうでしょうか。細かい話になりますが。

事務局：現時点でそこまでは考えておりません。ただ、やるにしても市が病院を建てるというのは不可能に近いわけですから、あくまで民間の病院さんにここにきていただくという形になるかと。そうしますと市が建物を建ててというところまではいかないかと思えます。あくまで土地を確保しておく、そこに民間の病院が自分で建物を建てるという形になるかなとは思えます。

議長：その他。

委員E：跡地利用については、また後ほど検討するんでしょうけど。今の段階でその新成長戦略というせっかくの法案というかそれがやっている内にこういうふうにしないと、また、ひょっとしてそれはなしといわゆるまた貸しはだめだということもあり得るので、これは

使った方がいいかもしれませんね。この案はね。そういうふう
に思ってますけど。

議長：何かありますか。

事務局：私どももこれの実現性が今の時点では、財務の方がいろいろな
検討をしている段階で、市長もまだ湯気がたっている施策だという
話もしてますんで、なんせ6月ですからそんなに日は経ってないで
す。ほかの実例もない状況ですからできるとしたら座間が一番にな
る可能性というのが非常に高いです。ですから私どもの方としても
有効活用も兼ねて、財務のこの新しい枠組みを是非、座間でやって
いただきたいという形で財務の方ともまた調整をしてみたいと思
います。

委員A：確認一つお願いします。この閣議決定の新成長戦略について、
これから先の話なんですけども、これは国財法の中に附則かなんか
で入る予定があるのかないのか、あるいは全く現時点では情報をも
っていないということなのかその辺を教えてください。

事務局：財務として、これからどういう法律の枠組みでやるのかという
ことも含めて、新しい法律というか内部規定になるか通達なのかは
よくわかりませんが新しい枠組みですから当然そういうものは
必要になってきます。それは検討を今していただいていると思って
おります。

委員A：ではいい方向で考えていいと思っていいんですね。

事務局：私どもはそういう方向で考えております。

議長：その他。B委員いかがですか。

委員B：民間人の感情としては、基地の住宅地区の性質上、民間人と官
舎の自衛隊の方々との隣接した土地をうまく使うということがす
ごく問題だと思うんですけど、平和的に順調に活かしていくというこ

とから考えると病院というのも。この官舎の人たちにも民間人にも活用されていることが重要だと思うんです。ですからこの成長戦略は一般の人からすれば、介護・子育ていろいろなんというか老後のためにというような感情はありますけども、もっと大きいこと考えるとほんとに災害時の緊急時のせっぱつまった設備にも対応できなければいけないかなと思うんです。そうすると社会的にもっと大きなものにあるのではないかなと思うんですけど、目的としてですね。そうなるとこの財務省の提出されたこれはもっと民間からも貢献できるかなと思うんですけど。そんな感じがするんですけどいかがでしょうか、ちょっとはずれちゃうのでしょうか。

事務局：病院という枠組みだけでなくということのお話ですよ。その可能性というのもあります。これは私どものことだけで言っているわけではなくて、座間市としては返還地ですけども、他に今眠っている国有地というのはそれぞれ全国にもあると思うんですが、そういった所を含めた活用方法というところを私どもとしては引き出しただけでありまして、これは全国同じ活用ができるということですから、医療に限らずいろんな形というのは可能性が 있습니다。

委員B：市民の立場からするとこれから自分で話を作るという立場ではないので、どうなっていくといいなという理想ですよ。将来的な理想それをなんとなく考えるんですけどね感情としては。ですから土地を活かす返還されるであろう土地を座間市として確実に活用できる確実性とそれから将来ずっと基地が温存できるような形を考えた方がいいなと思いますし、そういうことから考えるといろんななんというか妄想じゃないんですけど平和的な理想が見えるというか、基地の性格上そういうふうに思います。なんとなく壊してほしくないというか、この状態の平和を維持できる方向でお願いしますという考えです。何がということはいえませんが。

議長：基本的にはそういうスタンスにたって、市も考えていけるのではと思いますが。他にございませんか。よろしいですか。それでは、一応キャンプ座間に関する協議会第7回幹事会の報告は以上でしめさせていただきます。それでは次に議題の 市の基地返還促進等市

民連絡協議会第6回役員会の報告をお願いします。

事務局：報告ばかりで恐縮なんです、今の状況といいますか現状をあらゆる所からの情報を皆様にお知らせしようということで、恐縮なんですけれどもお聞きいただければと思います。基地返還促進等市民連絡協議会の第6回幹事会が10月18日に開かれました。この議題はキャンプ座間に関する協議会第7回幹事会、只今説明をしました内容について、この役員会で説明をいたしました。その結果そこで出された主な質疑・意見ということで、これを資料1にまとめてあります。これは読み上げをさせていただきますけども、まず一つ目として防衛側として、12月までに返還候補地全体約5.4haの利用についてとりまとめたいとのことだが、あまりにも期間が短く、まとめることは難しいのではないかと。それに対して、国として、出来るだけ早く決めたいということで、こういう提案があったわけで、受け止めさせていただいたうえで、整理をしていかなければいけないと思う。12月までに可能かどうか、現段階ではお答えできる話ではないということでございます。それから、今回の国からの提案は、座間市の要望が受け入れられ、大きな進歩だという意見がございました。また、市民要望の一番多かった病院について、踏み込んだ話を防衛側が持ってきてくれたので、きちっとした計画を作って是非進めてほしい。同様に病院について積極的に取り組むべきとの意見が2件ございました。また、病院設置のためには、医療圏の問題もあり、何らかの行動をとっていかなければならないと思うが、どのような見通しかという質問に対して、現在は病床過剰地域であり、この緩和やワクの撤廃を既に県に要望している。このことは大きなハードルであるが、市内に病院がほしいということは市民の切実な願いであり、今後とも努力をしていく。さらに、陸自家族宿舎への進入路は、市民も利用できるのかという質問がございました。国は進入路という言い方をしているが、国が整備した後は当然市民も利用させていただくことを求めているので、そのようになると思う。それから、宿舎の敷地が大阪台公園に接するようになっているが、道路が整備されるのか。これに対しては、公園の中に一般道路をつくることは認められないため、基本的には歩行者、自転車等の通路という形になると思う。今回の提案を受けて、基地返還促進委

員会が断続的に開催されるという認識でよいのか。これに対して、今日、促進協の皆さんに報告した内容は、きちっと附属機関である基地返還促進委員会に報告させていただく。そして、答申に向けての審議をお願いしていく。この内容を受けて、今日いろいろご報告をさせていただいているところでございます。今回の情報は総会を開き、広く報告すべきだと思う。皆さんの意見を聞きながら、速やかに進めていく方法をとってほしいということで近々に促進協の総会を開催し、報告するという事になっておりまして、今の予定では11月1日に総会を開くという予定でございます。最後に議長、市長でございますがまとめの発言がございまして、この返還候補地については、いずれにしても、お金をかけずに、有効活用することが大前提である。そういう部分での更なる知恵を国に絞って欲しいという要求をしていきたい。今回の幹事会では、ここまでの動きがあったということを通理理解していただき、今後の取り組みを進めていきたいということです。以上が役員会の概要でございます。それで、この役員会の開催後に新聞記事をつけてございますが、いろんな新聞にそのことが載っております。昨日たまたま日曜日でしたけども日曜日の神奈川新聞にも追加の記事が掲載されております。これは、後ほどまたご覧いただければと思います。

議長：ただいまの報告なんですけれどもご質疑ございますか。よろしいですか。

ないようなので、それでは議題の最後になりますけども議題の4の利用計画案の検討に入りたいと思います。前回の会議で、たたき台として市側の案を提示してもらおうということになっておりましたので、事務局からその内容について説明をお願いしたいと思います。

事務局：それでは、お手元の資料について説明をさせていただきます。事務局として返還土地利用計画について、検討資料ということでお出しをさせていただくものでございまして、まず一つ目、跡地利用計画の基本的な考え方、これまで跡地利用計画を作るにあたっての基本的な考え方というのをまとめたというものでございまして、まず一つには約5.4haの返還候補地に陸自家族宿舎が建設されること

を前提とし、「キャンプ座間に関する協議会」における協議内容等を踏まえて計画をまとめる。二つ目として返還候補地の現況から、市の利用計画のコンセプトを“スポーツと健康の森”とし、市民体育館・大坂台公園との一体性を持たせる。三つ目として市の財政負担を極力抑えるため、国の優遇措置等を考慮するとともに、市民要望が高い施設を計画するものとする。これが基本的な考え方だとしてまとめさせていただきました。次に跡地利用の方針として、一つに返還跡地は、陸自家族宿舎用地を約 2.0ha とし、市が利用できる約 3.4ha について、病院誘致ゾーンと都市公園ゾーンに区分し整備する。二つ目として、病院誘致ゾーンは、市民要望が高く、市の医療体制の充実面からも必要な総合病院を誘致する区域とする。なお、現在の市民体育館第 2 駐車場もこの区域に含む。三つ目、都市公園ゾーンは、現状の地形等を活かした広場等の整備を行うとともに、公園施設として体験学習等複合施設を建設する区域とする。また、区域内に市民体育館の臨時駐車場を確保する。四つ目として、地区内の道路は、陸自家族宿舎への進入路を考慮し、計画する。また、県道沿いに歩道を整備し、バリアフリー化を図る。3として計画する施設の概要でございます。一つ目民間病院、総合的な診療科目を有し、堅実な経営が見込まれる医療法人が建設をする、誘致をする条件を付して、公募等により決定することが必要と思われます。二つ目、都市公園、概要は次のとおりでございます、一つとしては駐車場、公園と複合施設利用者用の駐車場でございます。この駐車場と下の多目的広場との一体化を図る。それから多目的広場については、市民体育館の臨時駐車場としても利用できるように考慮する。三番目、緑地、市民体育館隣接地の自然を活かすということで緑地を整備する。四つ目として交流広場、地形を活かした芝生広場的なもの。それから五番目として、体験学習等複合施設、例えば展示施設、例えば郷土資料館的な展示の施設、それから学習室、管理事務所等を機能をもった複合的な施設を公園の中に整備するという考え方でございます。それから地区内道路につきましては、陸自家族宿舎への進入路は国が整備し、整備後は市民も利用できる地区内道路とするということでございまして、今、私どもの方でたたき台としてださせていただいた考え方はここまででございます、これを元にここまでいくかどうかなんですが、4番目としてだいたいゾーン

ニングといいますが、どこら辺にこれをやるかというような形を検討していただければと思っております。以上でございます。

議長：どうもありがとうございます。それでは、利用計画の審議・検討に入ってまいりたいと思います。今の市側の説明を踏まえて、ご意見・ご質問を是非お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

事務局：会長すいません。ちょっと事務的なことなんですけど、三番の体験学習等複合施設で、展示施設は郷土資料館と書いてしまっていますが、これは郷土資料館的なものということで、要するに展示施設でひとつの例としてお考えください。

議長：よろしいですか。具体的なものではなくて的なものというような内容です。いかがでしょうか。

委員A：一番のまとめの考え方なんですけども、この三つをぼんとあげるとレベルの差があるのかなと。やはり、もうひとつランクが上の基本的な方針みたいなあるいはこの会の目指すところというようなものがあるべきではないかと。それが、むしろで市の財政負担、最小な負担で最大の市民の有効活用に供する。そういう発想が、大前提にあった方がこの会のアプローチの仕方がいいのかなと。それを細分化したらこのようなキャンプ座間なんですけど陸自の宿舎も認めましょうとか、そういう具体的な基本的な考え方というか方針がでてくるのかなと。それが無いといきなり何がいいという答えがでて、後でできあがった答申書を見たときに、この人たちのロジックはなんだったのかということが言われかねないと思危惧しております。大方針的な大前提的なものをこの回で決めておいて、それから入った方がいいのかなとちょっと愚痴っぽいですけども以上です。

議長：まあ順位を変えたり、まずは大タイトルみたいな形で答申にあたってはなんかあった方がいいと。

委員A：そうですね。この会の目的はこういうことを目指しているんだ

よと、その具体的な面は、例えば陸自の官舎を認めた上で、跡地を決めましょうという会なんだよと。その次にこういう利用コンセプトも持っていますよというのが下にくるのかなと。これが並列ではないですよというのが私の言い方なんですよ。

議 長：はい。事務局いかがですか。

事務局：よくわかりました。これは順番ということにこだわらずに今考えつくままに出すだけですので、実際に答申書としてまとめる場合にはそれは大切だと思います。あくまで検討資料ということで羅列をさせていただきましたので、そのご意見を踏まえて、答申の案になればと思います。ですから、そういったご意見をここでどんどん出していただいて、それを元に私どもの方でまとめをさせていただきたいと思っています。是非、具体的なご意見をいただければと思いますのでよろしくお願いします。

議 長：すいません。日程的には次回なんかで、答申案的なものが提示される時期くらいになってしまうということですか。

事務局：先程のキャンプ座間に関する協議会のまとめの中で、国としても12月までにはまとめたいということですので、そこから逆算していった場合に、まずこの委員会の答申をいただいて、それから市の利用計画だということでオーソライズして、今度それを国とやりますので、期間的な面から考えますと次回あたりでまとめていただけるのが望ましいかなというのは考えております。

議 長：はいわかりました。はいH委員。

委員H：この中でも病院を建てるような前提的な言葉が大分でていますが、これは一番最初の方のときには、病院はちょっと経費がかかりすぎるからということでほぼ却下みたいな感じで流れが進んできたような気がするんですが、これを見ますとだいたい皆さんの希望の病院はほんとに欲しいですけども、病院を前提に進めても大丈夫なんでしょうか。

議 長：はい、事務局。

事務局：前回までにそういったご意見をいただいて、片方ではやはり病院というのは必要ですというご意見もあったと思うんです。それで、もう片方では病院はお金がかかって、それは無理じゃないのという意見も確かにありました。それで、例えばこの返還候補地に病院をと考えた場合に、今の現行、新成長戦略の前段の制度の話をして、その場合は全額時価で市がなんにも補助もなく確保してそれで病院に提供するという形でしかできなかったわけです。それで、今回こういう新成長戦略で市が借りてそれをまた貸しできるような可能性もあるよということであれば、それを使えばじゃあ病院も可能かなという考え方もでてくるわけです。ですから、病院ということについて、この委員会の皆様方がどう考えるかということで、それは具体的な病院を計画して、それを具体化させるためのひとつの財政的な対策といえますか、その手段であるわけですから、どうしてもいくらお金がかかろうとここにはやはり病院というのが必要だという考え方にたって、利用計画をするのもひとつの手だと思います。また、今言ったように新成長戦略でいけば実現可能性があるのであれば、そういった枠組みを利用してここに病院を建てるべきだという考え方というものもあると思います。他には、じゃあ病院なんか他のところに計画をして、この場所はなんか違うほかのものにしましょうというような意見もあるかと思います。それを皆さんの中で意見を交換していただいて、まとめていただければと思いますので、それはそれぞれ皆さん個人のご意見お持ちだろうと思いますので、是非そのところは議論していただければと思います。

議 長：H委員よろしいですか。

委員H：はい。病院を建てたいという希望はかなり多いですね。それで話を進めていっても可能ということになりますよね。

委員J：いいですか。前回の会議のまとめの資料にだいたい皆さんが発表された内容になるんですね。前回いろんな話、あそこに公園作っ

た方がいいとか、あるいは駐車場つくった方がいいとか、病院つくった方がいいという話がでた中で、病院にすると市の財政がもう全然前向きじゃないからどうしても作れないということで頓挫したんじゃないかと思うんです。だけど皆さんの要望としては病院がいいなど、5つ病院があったのが2つしかないという他市に行って入院するような格好となるので、地元の病院がほしいという話があったかと思います。ところが急に6月にこの新成長戦略というのが出たんで、病院が一番要望が強かったという話なんですよね。だから決して室長が言われるように病院ありきではないんですよね。他にもいいものがあればそれでいいということですよ。それは皆さんで検討してむしろそれでいいと思いますよ。ただ、要望としては病院が欲しいというのは皆さんが仰ったようなんですよ。だから病院の話が出てきていると私はそういうふうに理解しております。

事務局：そうですね。病院を作るとなるとイメージとして、やはり他の市立の病院ですけれども、それはどこも経営が苦しく、財政負担になっているという現状があります。これから市立病院を建てるという市町村はまずないと思います。それで、座間市はいままで病床過剰地域となって病院を呼びたくても呼べないという今まだ現状はそういう地域なんです。ただ、その前にその枠を撤廃してください、見直しをしてくださいというような要望は県に何回もしてますし、その見直しというのも近々25年度に新しい計画ができる見直し作業を今やっておりますので、その辺の動きもある。さらに、病院を誘致する場合に、今までは市が全部時価で買ってやらなければいけなかったものがこの新成長戦略で仮に適用になるとすれば、国から市が一旦借りて、また貸しというものができる。そうすると財政的な面からいうと、来ていただける病院があれば、それは市の負担というものが極小になった形で、病院の整備ができる。これは、非常に市民の皆様にとっても要望の強い施設ですから、できればそういう形が望ましいというふうには考えております。それで、その一つのたたき台として今こういう形で民間病院ということで出させていただきました。ですからこれについて、皆さんそれぞれのご意見をいただきながら、この促進委員会としてどうしようかということになるかと思っております。

議長：はいI委員。

委員I：そうしますとこの資料2の表現なんですけども、三つ目の丸では市民要望が高い施設を計画するものとするというふうに書いておいて、その次の跡地利用のところでは病院誘致ゾーンになっているんですよ。それで、病院を誘致したいというお話は前回に相当議論がありましたので、それはそういうふうに行くのかなと実は思っていたんですけども、この検討資料ではなんかこうあいまいといえますか、考え方の所では何も書いていないのに、跡地利用のところ突然病院誘致ゾーンがでてきていて、じゃあなんで病院なのかという話は、全然今までの議論の根拠となるようなものが全く書かれてないので、少しその辺のところをきちんとした方がいいかなと思いました。例えば先程の新成長戦略が使えるそうだなみたいなことも、ここの国の優遇措置のどこに入っているのかはちょっとわかりませんが、その辺のことも少しきちんとした方がいいかと思いましたが、少しここで大きなギャップがあるので、その辺を埋めなければいけないんだろうなと思いました。もう一つ質問なんですけども、この今日配られた新聞記事の方にはもう病院というのが出てしまっているんです。これはなんなのかという気がしまして、公開の話もさきほどありましたけれども、これはどうしてこういうふうに出てきたのかということを知りたいんですけども。

事務局：この新聞というのは第6回役員会のあとの新聞なんです。その役員会で説明した内容というのは、私が今説明をしました第7回幹事会の内容を説明しました。その際に、こういう新成長戦略という枠組みが新しくあって、仮に病院を建てる場合はそういう枠組みが可能かもしれないという防衛からの回答があった。だけどそれに対して、みなさんの方の意見は、もう病院をやるべきだと、この制度を使ってやるべきだという意見が多かったというので、そういう記事になっているだけであって、私どものほうは、仮にこういう制度が使えますかと、今、問い合わせしているだけの話なんです。幹事会ではね。ですから、決まったようにというふうを受け取られるかもしれないんですけども、それは市民の皆さんの要望でもありますから、別にそれは否定をするものでもないと思っております。た

だ、私どもとして、こちらの委員会の答申もでない中で、どうとも
言えない状況ですから、そこら辺はただ新聞記事だということでご
理解いただきたいと思います。

議 長：はい。A委員。

委員A：一度皆さんに記憶を思い起こしてほしいのは、私こういう意見
を言ったことがあって、要するにこの委員会の切り込みの仕方を決
めましょうよと。どういうことかという各論がいっぱいだったので、
じゃあニーズが高いものを可能性でアプローチしてやるのか、
いや方針を決めてそこから入っていくんだよと、そこをここで検討
しましょうよと言ったんですけれども全然なされてないんですね。
だからいまのような意見が出ると思うんですよ。つまり、ニーズが
高い病院というのは解っているんです。そこで、ひとつ問題があっ
たのは財政でそういう負担が非常にかかりますよ、あるいは病床数
の制限で、病院法の制限がかかりますよ、そうするとできませんよ
ねというのが一つありました。そうじゃなくて、病院じゃなくて、
財政の一番負担を軽くした中で、市民が最も有効に活用できるもの
から入ろうかとどっちかを検討しましょうと言ったけどそれはなし
のつづてで、会議が実は進んでいるんですよ。そこをひとつ思い起
こしてください。それで、今日改めて出たのがこの財務省のこれな
んですよ。そうするとこれの切込みが少し変わってきちゃったんで
すね。もしかするとその可能性が全部一気に我々の見方になってく
れそうなんです。だから、我々がどっちから入るかというのは皆
さんの意見で決めて、そこから入っていけば、あとのまとめもあと
で読まれた方も非常にわかりやすいのかなとそのように思っていま
す。だから状況が変わったということは私も今理解しましたし、た
だ、前回か前々回に私そこを鋭く言ったつもりだったんですね。そ
うでないと言った皆さん各論でものをいいますのでね。以上です。

議 長：時間も一時間になりましたので休憩といたしたいと思います。

(休憩)

議 長：それでは続きまして委員会を再開したいと思います。C委員お
願いします。

委員C：先程来、A委員が仰っていただいたように今回の委員会のやはり趣旨ですね。まさに今日の検討資料の中の一番の部分ですかね、市の財政負担を極力抑えるため、国の優遇措置等を考慮するとともに、市民要望が高い施設を計画するものとするこれがなんか今いろいろと成長戦略云々かんぬんとか、もしくは前回というかこの間の役員会の協議会の議長のお考えもそうなんですけど、やはりお金をかけないで極力皆さんの市民のニーズに応えられるようなことをよく考えてくださいねというのは、本番となっていくんですね。そういった意味では、やはり今まで総体的にいろいろ各論で皆様から意見いただいた中で、やはり病院、最低限のインフラですね。市民の生命・身体を守るというそれが一番ある意味じゃ市民の要望が高いし、なおかつ市民の方々に受け入れられ易い施設の一つなのかなと思います。その財政的な負担も新成長戦略が実行できるのであれば、幸いということで、非常にその部分ですごくクローズアップされたんじゃないかと思います。あと都市公園に関しては、あそこの大坂台公園だとか体育館もありますので、それにリンクした形で、こういうふうにある程度概要が書いてありますので、細かいところはゾーニング等で詰めていけばいいのかなと思いますし、あと私が思っているのはあそこは返還地で元々は陸軍士官学校であったし、なおかつ今は米軍が接收していたものが返ってきたということなので、体験学習等複合施設の展示施設に関しては、極力陸軍士官学校云々かんぬんのいわば歴史的その背景があるような、子供たちにそれは伝えていかなければならないという意味では、私としても各論としては、そこら辺をお願いというか一つの意見として述べさせていただきたいなと思いますが、それ以外に関しては基本的には病院の整備ですとか都市公園としての重要性・有用性として、その方向性で考えていただければと思っております。以上です。

議長：ありがとうございます。事務局から。

事務局：すいません。もう一回、少し間が空いてしまったものですから、この促進委員会と市民連絡協議会とそれからキャンプ座間に関する協議会とこの関係をもう一回整理したいと思います。今、この報告で一緒くたにしてしまいましたので、どれがどういうふうになって

いるのかというのがわからないと考えがまとまらないと思うので。まず一つ目はキャンプ座間に関する協議会。これは市と国との協議機関でございまして、そこで色々市の負担軽減策というのを国と協議する場です。その場でキャンプのここを返還しますよという話がでてきたと。それは、具体的にこの全体5.4haです。それで、その中に陸自の家族宿舎を建てたいんですと。その家族宿舎は対象は2.3haで戸数は250~300戸建てたいんですと、それでそれはじゃあどこらへんになるんですかといったら、最初のこういうところがとんがった図面がでてきたんです。それじゃあうちの方で使い勝手が悪いから、何とか面積も縮小したような形で考えてよというところと平行して実際に返還で返ってくるのであれば、市としての利用計画を考えなければいけないのではないかと、では、それを考える組織として、皆さんのこの基地返還促進委員会で考え方をまとめていただいて、それを市の考え方にさせてもらおうということで、この検討をお願いしているこれが立ち上がった。それが3月ですね。この3月に立ち上がったときに、最初の基地返還促進委員会では、このキャンプ座間に関する協議会、国との協議機関の関係を踏まえた中で、検討していただくというのを基本にしています。ですから、今やっと国の宿舎の位置というのがだいたいほぼ確定になりました。それで、ここからこういう道で、ここから出てくるよ、これも国が整備をしますよということが示されました。市が利用するという事は、この範囲になってくるんですね。じゃあ、ここをどうしようかというのが皆さんにお願いをしていることです。ですからここに例えば病院、公園と分けた場合に、どういうふうに分けるかというのは次の段階になりますけども、まずここに何をやるかということ今ここで検討していただいているということでございます。それとは別に、基地返還促進等市民連絡協議会という促進協といったさっきの新聞記事の関係の組織なんですが、それは市民の団体の代表の方と議員さんが入ってます。今まで2年ちょっと前までは、この基地の米軍再編に対する反対運動をやっていたキャンプ座間米陸軍第一軍団司令部等移転に伴う基地強化に反対する座間市連絡協議会という組織がありました。それが20年の8月に解散をしました。それで解散をして、今度国との協議を進めるにあたってそういった市民組織が必要だろうということで、新しく基地

返還促進等市民連絡協議会、これは市民の皆さんの代表も入っていただいて、そういったところで常に情報を共有しながら基地対策を進めていこうという話でまとまったものです。その協議会の役割というのは、国から示されたこういう図面だとか、返還に関する情報を私どもの方から提供させていただいて、それに対して意見をいただくと、そして今後の協議に活かしていくとそういう組織でございます。ですから当然皆さん方の基地返還促進委員会の審議の内容に、この協議会での意見というのを反映をしていただくとそういう必要もあります。ですから、さきほどの役員会の結果というのも報告させていただいて、そういったものも踏まえた中で、皆さんに検討していただきたいという趣旨で今回説明をさせていただいたところです。まずメインは、ここのところをどうしましょうかというところをまとめていただく。そして、答申としてはこの5.4ha全体の中で、じゃあここは国が陸自の宿舎を建てる場所、これが進入路、ここが市として何をするというそういったゾーン分けといったものまでも含めた中で答申をいただければと考えております。頭の中よく整理をしていただいて、ここのところに何が必要で、なにを作ったら一番よろしいのかなということを考えていただくということでございます。後、病院ですけどね。この返還地があるなしに関わらず、今現状でほんとに救急体制というものが前は5病院あったものが今2病院になってしまって、例えば救急車で搬送された場合に75%が市外に運ばれちゃうんです。市内でどうしてもできないのかといわれる。そういう市民の声というのはかなり多いです。それでその体制というのも非常に不安でありますし、逆に消防の体制も遠くに運ばばそれだけ帰ってくるのに時間がかかります。そうすると今3隊でやってますけれども、これをもう一隊増やさなければいけないのではないかという議論もできます。その場合に今ここに消防署がありますよね、消防署の目の前に病院があったらこれはいいでしょうよとそういった発想も確かにあります。それで、今の病院の話なんです、市民の関心といいますか、去年から第四次総合計画の策定作業というのをやってまして、地域に行って懇談会をやって、市民の皆様の意見を伺ったんです。もうどの会場に行っても病院はどうなってるんですかというような質問がほとんどなんです。そういったことで市としても病院の必要性は十分に認識していて、でき

たら建設をしたいということなのですが、市が市立病院を建てるのは財政的に非常に難しいという中から、民間の病院に来ていただく。来ていただくにはそれこそ座間市の中でどんな土地があるのか、今、土地を確保するといってもほとんどない。それで、そこにたまたま返還地があった。だったら、ここに病院というのはどうだろうかという検討の一つの過程の中でそういったことが出てきて、仮にここに病院を作る場合は、現行の制度でいけば、時価でそれもなんの補助もなくここを市が確保して、それを病院に貸すなりなんなりしなければいけない。時価といふところこの体育館、平米19万から20万位で買っているんですよ。1平米で例えば病院の用地ですから5,000坪とかそんな形になるとして例えば1.5ha使おうと。それで平米20万で換算するとだいたい30億なんですね。30億をいっぺんに何もなく市の負担で買えるかということとても難しい。そこででてきたのが先程の新成長戦略というものなんですね。その新成長戦略でいけば、たとえ市が買い上げなくても財務から市が借りて、それをまた貸しできるといったような制度ですから、それは先程言ったとおり、市が借りの金と貸す金と同じであれば、市の負担というのが何も無いということで、土地が確保できるということにもなります。それにはやはり公共性というところも非常に問題になってきます。基本的にこの白い部分に、何の施設を建てて、どう整備するか。その公共性はさきほど言った今の救急医療体制の問題だとか、市民の要望というのかなり強いものがありますし、今ここに駐車場ありますけども、仮にこちら側に病院が建つとすれば、病院の敷地の中に提供しようとかいう考えも出てくるわけです。それで、さきほどA委員が仰ったように、この委員会として、どういう考え方をするかということになるかと思しますので、順番的には、C委員さんからもA委員さんからもお話ありましたけれども、全体の大きな考え方をひとつ決めていただいて、具体的にこういう考えをもって委員会としてまとめましたと、それでここに整備が望まれる施設はこういった形で、それをこういった形で配備して、さらにこれを整備する場合には市として何をこういうのをやりなさいというようにそこまでいっていただければ答申としてまとまるのかと思います。その辺のいろいろご意見をいただければと思います。

議長：改めて説明をいただきました。ありがとうございます。何かございますか。

委員G：返還ということがでてますけども、新成長戦略では国有地の有効利用という形で、直接には返還ではなくなりますよね。国の土地を借りて、また病院に土地を貸してという形になるわけですよね。自分たちで、市で買うと莫大な資金が必要になるので、その有効な手立てとしてこういう新成長戦略を利用してやろうという形なんですけども、そのところは問題ないんですか。返還では。まあ国には米軍から返還という形で、国の財産になるんですけど、市の財産にはならないという形で、そのところで、いろいろ総合計画にも返還とか書いてあるんですけども、そのところは整合性というのがありますか。

議長：はい事務局。

事務局：基本的には、市の財政負担はなるべく少なくしようと。ですから無償譲渡ができないのかということも要望してますし、それは無理だと。だったらいかに今の優遇措置の中で、例えば公園だったら3分の2が無償なんです。ですから3分の1だけ市が買えばいいという制度があるんですけども、いかに市の負担がすくなくなるようにするか、今のお話しで借りるんですから、底地は国のものです。国のものだけど、市のもにならないけどいいではないかという議論もあるんです。全て市のものにしようとする、さきほどの話になる。全額買ってくださいということになりますから、それはもう財政負担からみてもちょっと無理だろうということから新成長戦略に基づいた転貸ができれば、施設が整備できる土地は確保できるとそういう考え方です。

事務局：ちょっといいですか。今のG委員さんの質問で、返還ということについてですけども、ちょっともう1回振り返っていただきたいんですけども、あそこは全部国有地なんです。要するに財務省の管理なんです。防衛の行政財産として、米軍に貸しているんです。ですから、あそこは国から借りるから返還じゃなくてもいいのかと

いうご質問ですよね。そうじゃなくて、返還というのは国に返されるもので、市に返されるものでもないんです。一義的に国に返されて、それを市が使うものは買うなり借りるなりしてくれということですから、返還というものはそういうことです。ただ今、相模原の補給廠とか逗子市などで共同使用という言葉とちょっと重なるところがあるので、そこだけを説明させていただきますけども、共同使用というのは、米軍基地がずっとあるわけです。この一部なんですけど、ここまでこの部分を防衛省で米軍が管理するよ。ただその部分については、米軍の管理地なんだけども一緒に使うことができるよというのが共同使用なんです。今回の私どもの場合はここを返還してくれと、基本的に国に返させろよと。国に返した上で、ここは公園で3分の1で買うよとか、ここはまた貸して借りるよとかいうことの返還ですから。どっちにしろ、全部買い取っても買い取らなくても返還ということには変わりはありませんので、そのところをご了解願います。

議 長：その他ございますか。

委員 E：いろいろな意見があるでしょうけれども、ほんとに市民のニーズとしては多分病院が一番座間市にとっては必要だと思いますし、ある意味ではタイムリーな法案も出てるし、さきほどおっしゃったようにこれを市で買いなさいといわれても逆に困ってしまう。30億位の金が出てですね、それをもっといえば結構ですよということになってしまうと思うんですよね。これだけ大きい土地を座間市の中で確保するのは、多分難しいですよね。ほんとに病院が必要なときにどこかの土地の確保といってもなかなかないなと思いますし、そういう面では消防署も道路を隔てたという非常にアクセスもいいのはなかなかないですしね。座間の人たちというのは座間市にはほんとに入院するところはないんですよね。私もこの5月、6月位にがんの疑いがあって、心配をしたんですけども、実際に検査入院したのが横浜市大病院ですしね、友人に先生を紹介してもらったんですけど、近くに大きな病院ないのかといわれたときに北里位しかないということでそこはどうだって言うからあまりよく知らないんでということで紹介で行ったんですけども、多分そういうことが

みんな市民に起こっているんじゃないかと思っているんで、ここで答申として決めなければいけないときには他の意見があればまた別ですけども、ある意味ではほんとに病院が来るのかどうかもこれまた難しい問題ですけどもね、病床の問題もありますし、でもやってみる価値はあるんじゃないかなと。今、タイムリーで、返還もそれから国のこれも使えるのも非常にいいんじゃないかと思います。それで、この機を逃してしまうと総合計画はわかりませんが、できないかなとは思いますが。74%が市外というのはちょっと問題ですよ。

議長：はい。D委員。

委員D：私も基本的な考え方として皆さんの仰るとおり基本的には市民の一番ニーズが高い病院が一番望ましいと。その後、資料2にある計画の中にいろいろ各団体から出た要望なども含まれているし、非常にこの計画案でいいと思うんですが、ちょっと勉強不足でよくわからないんですけど、例えば市民病院であれば、市で計画すれば、土地はあるし財政さえあればすぐニーズにあった病院ができると思うんですよ。ところが民間誘致の場合に、確かにここに土地はありますよと、だから民間で病院を建ててくださいよと言ったときに、はたして座間の市民のニーズにあった病院がそこに誘致されるのかどうかというのが、詳しいことはよくわかりませんが、その辺の心配はないんですかね。

議長：では事務局から。

事務局：今の時点で心配ないですよと私もいいたいんですけども、ちょっとそこまでは言い切れません。ただ、例えば今のこの制度の中で土地がある程度確保できたと、そうした時に、ではこんな診療科目で、こんな体制で、経営もちゃんとしててというそういう病院というのを広く募集をするような形、それにはいろんな条件みたいなものをつけて、こういった病院にきていただきたいということ募集させていただいて、手を挙げていただくような形を考えたいなと思っております。そこで仰るような望ましいような病院がセレクトされればいいなというふうに思っています。ですから方向としては

そういう方向でないと、やはりどんな形でもいいというものでもないですから。

委員D：そういうものが、誘致されるときに可能性としてはどうなんでしょうか。例えばこの委員会で病院の方法で行きましょうといった時に、さあ誘致しました、手を挙げる人がだれもいませんというのじゃいくら検討したところでこれは意味がないので、誘致すればその可能性というのは大丈夫なんですよ。保障があるのかどうか、そのあたり心配なんですけどね。

事務局：そこまでの答えというのは残念ながら今はできかねるという状況です。ただ、この委員会としてこういった形が望ましい、跡地利用の計画としてこうすべきだということでご答申をいただいた場合は、それに向かって市としてもなんとしても誘致に向けて努力をするというのが基本だと思いますので、可能性ということは今の現状ではいえませんが、そういった形でいただければ、それに向かって私どもの方も努力をしてやっていくということでございます。

委員D：わかりました。

委員E：もうひとついいですか。さっきいった5病院があった内が2病院になってしまったということですが、3のマイナスですよ。その理由というのは、多分私が聞き及んでいるところでは、一つは病院が老朽化してて新しく建てたいんだけど場所がないから海老名にいったしまったという話は聞いているんですけども。そういう理由でいなくなっちゃったんですかね。

事務局：確かに一つはそういう理由です。もう一つは廃院というんですかね、経営的なもので廃院になったと。もう一つは療養型といいますが救急指定というのを受けなくなってしまったということで、療養型の方に切り替わってしまったものですから、通常の救急医療体制の中には組み込めなくなってしまったということです。ですから、救急医療体制として組み込まれるのは2病院だけということになっ

てます。

議 長：F 委員何かございますか。

委員 F：やはりいろいろ病院の話がでますけど、ほんとに病院が欲しいと思いますね。できたら今の跡地の状態があってそれで誘致して建ててくれる、お医者さん呼び込むという体制だけは整えたほうが先行きいいですね。

議 長：どうもありがとうございます。全員にご意見いただいたところなんです、いいですか。

委員 E：土地代としては安いんですか、例えば普通の民間の土地を借りるよりもというのは病院としてもメリットがないと来ないですね。

委員 D：その心配ありますよね。自分で建物を建てるというのも、こういう経営の中で私はそこに建てますというのもね。

委員 E：まずその土地を買って、病院を建てて、医師を確保してというのはまずやらないですね。よっぽど土地代が安くて、市にしても建物に対する固定資産税の軽減だとかね、優遇税制をするだとかいうのであれば契約するところもあるかもしれませんが。

事務局：当然そういうことになるかと思えます。賃貸料というか借りるお金が高ければ、それはちょっとという話に当然なるかと思えます。ただ、そこで市としてどう考えるかということになるかと思えます。今、仰ったとおり固定資産税の不均一課税、今、企業が来た場合に、2分の1に税率をしますけども、そういったことができるのか、あるいは病院の誘致ですから、誘致という部分でいけばそういったことも市としての考え方の中には入れても可能かなとは思いますが、いずれにしてもそれはご答申をいただいて、ここに作るべきだということになって、それを具体的に進める中でそういった課題というのは当然出てくると思いますが、それも含

めてそういったご答申をいただければ、市としても努力していくという姿勢には変わらないです。

議長：はい、B委員。

委員B：今年、皆さんそうだと思いますけど、健康保険証を更新されていただいたものに臓器提供の意思がありますかというような欄があったと思うんですけどね、それが審議にとおったということは救急の種類がもっと体に直結して、命に関わる急病者がまた増えてくると思うんですけど、そうなる名医を探している状態ですので、病院が何処にあるかじゃないと思うんですね。そういう、ほんとに、失礼な言い方ですが、ある病気についてこの人は世界的にすばらしいんだという人が例えば座間に来たとしたら、もう位置じゃなくてそこを目指して皆さんネットで探してきちゃうんですね。そういう状態になると思うんですけど、そうなるともうこの位置もそうですけど、日本人だけじゃなく、座間市民だけでなく、ほんとにあちらからもこちらからもニーズがあると思うんですけど、そういう人がもし来れたとしたら、すごいうちとしても活かされますし、環境としても最高じゃないかなと思います。私は将来的にそんなふう思うんですけどね。

議長：はい、A委員。

委員A：基本方針に従って、最終的に結論が病院ということに至ったとしても、それには病床数という制限は依然として消えないものですから、その辺の交渉については、やはり平行してやらなければいけないんだろうと思っています。それから、さきほどいろいろでましたけれども、経費の話とか、いろんな話とかあるいはこういう要望とか、それは公募の中での話になってくるので検討委員会としてはそこまで細かくやる必要はないのかなと私自身は思っております。それから今委員が言ったように、これも名医が云々じゃなくて、こういうニーズが、必要な病院がほしいというところまで出しておけば、それはそれなりに県央地区の立派な救急病院として成り立つと思うんです。当然、座間市民のためにはならなくてならないんだ

けれども、県央のためにもなるような病院があれば、患者さんは逆に向こうからこっちに移ってきますから、そういうことでよろしいかと考えております。

議 長：事務局何かありますか。

事務局：はい、そういう観点も含めて、今、病院の話が結構進んでいますけれども、そういったものも含めて、もう一回まとめといたしますか、流れがぎくしゃくしているというのもございます。また、一つ一つについて、ご意見等があれば仰っていただいて、その流れを私どもの方でまた整理をさせていただいて、次回お示しできればと思っていますので、できるだけ今度のまとめにこうしたらというような形でのご意見をいただければと思いますので、よろしく願います。

議 長：よろしいですか。いろんなご意見を皆さんにいただいたんですけども。この答申の順位性、言葉の順位ですとか、それから、今、A委員が言ったように、ここの自分たちの狙いというのはあると思うけれども、まず自分たちの答申としての考え方、そのようなものをいただきました。それで、次回なんですけど、もう少し詳しく、また跡地利用の計画そんなゾーンを市から示していただきたいと。そしてできれば、答申案的なものを次回で当委員会としては進めていきたいと思っておりますけれども皆さんいかがでしょうか。

(意見なし)

それでは、審議につきましては以上で閉じたいと思います。その他の全体を通して、ご意見があればよろしく願います。よろしいですか。事務局として何かありますか

事務局：次回お渡しする資料というのは、ある程度答申に近いような形ということでよろしいでしょうか。それだけちょっと確認をさせていただいて、それでまた皆さんにご意見いただくということで。

次回の日程については、9日の午後2時ということでよろしく願います。

議 長：次回11月9日予定ということで、よろしく申し上げます。場所については、また委員会の案内があると思います。次回答申が近くなるかと思いますが、是非よろしく申し上げます。本日の議事はこれにて全て終了いたしました。皆様のご協力に対しまして厚く御礼申し上げます、これをもちまして議長の任を解かせていただきます。

司 会：会長ありがとうございました。以上をもちまして座間市基地返還促進委員会第4回会議を終了させていただきます。本日はありがとうございました。